

北海道開発局事業審議委員会運営要領

改正 平成13年 3月 7日
改正 平成14年 3月11日
改正 平成15年 5月 9日
改正 平成15年 8月 1日
改正 平成18年12月26日

本運営要領は、北海道開発局事業審議委員会設置要領第4条に基づき、北海道開発局事業審議委員会（以下「委員会」という。）の審議方法に関し必要な事項を定めるものとする。

1 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会の開催

委員会は、以下の場合に開催するものとし、委員長が招集するものとする。

- ① 評価対象事業の再評価原案準備書及び事後評価結果準備書に係る審議を行う場合
- ② その他、委員長が必要と認めた場合

(2) 会議の成立条件

会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

(3) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(4) 会議の議事の決定方法

会議の議事については、出席した委員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は、委員長が決することができる。

(5) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

2 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

- ① 委員会の審議については、原則として公開する。公開方法の詳細については、委員会が定めるところによる。委員長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- ② 個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。委員は非公開の審議の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(2) 資料の公開

委員会は、審議に提出された資料について公表するものとする。ただし、個人情報等公表することが適当でない認められるものについては、公表しないものとする。なお、議事録については、1の(5)による確認後に公表するものとする。

3 運営要領の見直し

本運営要領は、必要に応じ随時見直すことができるものとする。

附 則

本運営要領は、平成10年11月4日から施行する。

附 則 [平成13年3月7日]

本運営要領は、平成13年3月7日から施行する。

附 則 [平成14年3月11日]

本運営要領は、平成14年3月11日から施行する。

附 則 [平成15年5月9日]

本運営要領は、平成15年5月9日から施行する。

附 則 [平成15年8月1日]

本運営要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 [平成18年12月26日]

本運営要領は、平成18年12月26日から施行する。